

琴平町立幼稚園教育環境等について

— 答 申 —

平成25年10月7日

琴平町立幼稚園教育環境等検討委員会

1 はじめに

少子・高齢化、女性の社会進出、情報機器の著しい発達等により、子どもたちの生活環境は変化してきています。なお、少子化の中で、地域の中で友だちと遊んだりふれあったりすることで育つ人間関係力が弱くなってきているとともに、ゲームやテレビ等により自然体験が不足しているように思われます。子どもたちは、保育所、幼稚園での幼児教育において、同世代の友だちとかかわり、一緒に遊んだりふれあったりすることで楽しさや喜びを感じ、また、逆に思い通りに進めないことで折り合いをつけることを学ぶことができます。社会性や規範意識が育ち、集団の中で切磋琢磨できる場は、幼稚園、保育所の中だといっても過言ではないと思います。また、保護者にとって幼稚園、保育所が子育て支援の場としても重要な役割を担っています。

しかし、琴平町の現状を見てみますと、就学前の幼児数は下記の通りで、年々減少傾向にあります。本年度、南幼稚園児は、4歳児3名、5歳児10名 計13名（定員105名）、北幼稚園児は、4歳児9名、5歳児15名 計24名（定員70名）といった状況に陥っています。このような状況の中で、琴平町での子育てに不安を抱えているのは確かなことです。保護者をはじめ地域の方々の危機感を抱いています。安心して、本町で子育てしていただくためにも、また、本町の子どもたちの健やかな成長と明るい未来のためにも、本諮問を受けて、琴平町立幼稚園教育環境等検討委員会（以下、検討委員会）は、町立幼稚園の適正な保育や体制について話し合いました。

平成26年度の幼稚園児の募集時期に間に合わせるために、短期間ではありましたが、検討委員会では、幼稚園教育の充実を図り、町立幼稚園児減少の解消に向けて意見を出し合い、答申として下記に示します。

【町内の就学前の幼児数（平成25年4月1日現在）】 (人)

	5歳児 H19.4.2～	4歳児 H20.4.2～	3歳児 H21.4.2～	2歳児 H22.4.2～	1歳児 H23.4.2～	0歳児 H24.4.2～
幼児数	65	56	61	64	48	53
在宅幼児数			13	22	28	45
保育所に入所幼児			48	42	20	8

2 諮問内容についての答申

(1) 町立幼稚園の保育時間に関する事、町立幼稚園の預かり保育（長期休業日）に関する事について

前述しましたように町内の両幼稚園に通う幼児の減少は、今後の幼稚園教育の充実を図る上で困難な状況だと考えます。特に、南幼稚園の4歳児は3名という少人数で、危機感を覚えます。町内幼稚園の幼児数の増加を期待して、「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動（以下、預かり保育）」について地域の実態や保護者の要望等から検討委員会で話し合いました。

① 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動（以下、預かり保育）を行う効果

ア 地域に帰っても一緒に遊ぶ子どもがいないので、ここでの教育活動を通して人とのかかわりや規範意識を身につけることができる。

イ 保護者の要望に応えられ、ともに子育てしようとする保護者の意識が高まり、安心して子育てできる。

ウ 預かり保育時間を延長することで、幼稚園に通わせたいと考える保護者が増え、幼稚園教育が充実する。

【アンケートによる保護者の考え】 別添資料 1

平成24年12月 就学前の保護者を対象にアンケートを実施しました。

274名に送付し、195名から回答がありました。回収率は71.2%で、保護者の思いを汲み取るには十分な回収率だと考えられます。

○ 平日（月～金）の預かり保育を希望しますか。

希望する	118名（61%）
希望しない	21名（11%）
その他	56名（28%）

56名の保護者は、現在、保育所に預けているので、預かり保育については、回答しなかったのではと考えられる。

○ 預かり保育を希望する時間は、何時まででしょうか。

午後6時まで	43名
午後5時30分まで	15名
午後5時まで	32名

現在の預かり保育時間は、午後5時までである。保護者の要望としては、午後6時までを希望している保護者が多い。

○ 長期休業中の預かり保育を希望しますか。

希望する	127名（65%）
希望しない	20名（10%）
その他	48名（25%）

平日の預かり保育同様に、その他と答えた保護者は、保育所に預けている保護者ではないだろうか。

③ 町立幼稚園の保育時間及び長期休業中の預かり保育について

ア 平日の預かり保育時間

㊦ 現在実施している14時30分から17時までの預かり保育時間を14時30分から18時までとする。

㊧ 場所は、各幼稚園の教室で行う。

㊨ 子どもの事故、園の施錠・解錠等の管理体制については、預かり保育担当者が責任をもつとよい。

イ 長期休業中の預かり保育について

㊦ 安心して子育てできるための支援として、平成26年度より実施する。

㊧ 保育時間は、平日の保育時間と同様に8時20分から18時までとする。

㊨ 場所は、各幼稚園とする。しかし、希望人数が少ない場合、どちらかの園で行う。

現在、小学生の児童は長期休業中、社会福祉協議会が行っている「ゆうゆうクラブ」に参加している。しかし、場所的に狭く、幼稚園児にとって健康で安全な生活ができるとは思えないので、各幼稚園での預かり保育とする。しかし、職員配置や町費節減のため、1園で預かる園児の最低人数を決めておくとしてよい。人数については、幼稚園と教育委員会で話し合うとしてよい。

㊩ 昼食は、各自持参とする。

㊪ 子どもの事故、園の施錠・解錠等の管理体制については、預かり保育担当者が責任をもつ。

③ 平日及び長期休業中の預かり保育を充実させるための留意事項

平成20年7月 文部科学省より出された「幼稚園教育要領解説」（別添資料2）により、「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動（以下、預かり保育）」の留意事項が示されています。このことをから、預かり保育の環境整備、職員体制、管理体制の整備が急がれます。

ア 園児の健康と安全を考慮した環境づくり・・・教室環境、備品・設備等の充実

イ 連携を図った教育活動の内容の作成

教育課程に基づく活動を考慮して展開するためには、教育課程に基づく活動を担当する教師（主に担任）と預かり保育時間に行う教育活動を担当する者（預かり保育者）が、幼児の活動内容や幼児の心と体の健康状態についてお互いに引き継ぎをするなど、緊密な連携を図るようにすることが大切である。

ウ 家庭との緊密な連携

保護者との情報交換などを通じて、預かり保育時間に行う教育活動の趣旨や家庭における教育の重要性を保護者に十分に理解してもらい、保護者が幼稚園とともに幼児を育てるという意識が高まるようにしなければならない。

エ 健康で安全な指導のための職員の配置

現在実施しているように、一定の者を預かり保育の指導を行う職員として配置すべきである。

○ 預かり保育に携わる職員の資格

幼稚園教諭免許を有する者の責任と指導の下に行う。幼稚園の実態に応じ、保育士資格を有する者が担当することや地域の育児経験者を補助者とすることなども考えられる。

○ 預かり保育に携わる職員の人数

3歳児や特別に支援を要する幼児を預かる場合もあるので、1名の職員では幼児の健康や安全、教育活動の充実を図る上で支障が生じる。そこで、長期休業中のことも考え、職員の増加が必要である。2名以上の職員は必要だと考えられる。

④ 平日及び長期休業中の預かり保育が円滑行われるために

平日の保育時間の延長、長期休業中の預かり保育について、保育時間、留意事項等を提示してきましたが、実際に預かり保育を実施するに当たって、まだまだ細かい点について話し合い、確認すべきことがあります。幼児の健康で安全な指導のために、幼稚園と教育委員会がしっかり話し合って、円滑な運営が行えるよう計画を立てていただきたいと思います。

- 預かり保育の管理体制・・・施設・解錠、けがや事故の対応
- 幼稚園職員や預かり職員の勤務時間
- 預かり保育内容の充実・・・地域の教育力

(2) 町立幼稚園の3年保育に関すること

本町では、幼稚園に入園できる者は満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とすると定められています。しかし、1Pに示しましたように保育所に通うことができない3歳児が地域で保育の機会を待っています。

3歳児は、全身のバランスを取る能力が発達し、体の動きが巧みになり、自然など身近な環境に積極的にかかわることができるようになる年齢です。また、想像力が豊かになり、目的を持って行動し、つくったり、かいたり、試したりするようになります。しかし、自分の行動やその結果を予測して不安になるなどの葛藤も経験する時期でもあります。なかまとのつながりの中で、きまりの大切さに気づき、守ろうとするようになり、社会性や規範意識が身につけられます。

このことから3歳児からの入園を許可し、3年保育を行うことが、本町の幼児の健やかな成長を促進すると考えられます。

【アンケートによる保護者の意見】

- 3年保育について・・・61件の意見

〈賛成 48件〉

- ・ 親の力だけでは伸ばせない能力もあるし、社会生がみにつくと思う。・・・11件
- ・ 3歳という、いろいろなことを吸収するときに預けることで子どもも親も家でいるより成長できる。・・・8件
- ・ 他市・他町では、3年保育を行っている。琴平町でもすべきだと思う。小学校入学前の3年間はとても大事である。・・・8件
- ・ 3年保育は必要だと思う。・・・9件
- ・ 町外の3年保育の幼稚園に通わせている。選んでよかったと思う。
- ・ 経済的にも助かる。・・・3件 等々

〈反対・その他 13件〉

- ・ 保育所に預ける希望をしている。・・・3件
- ・ 3歳児はまだ午睡が必要である。・・・4件

- ・ 子どもの状況によってはしんどいと思う。
- ・ 選択制ならいい。 等々

このアンケート結果からも、子ども同士のかかわりの中で育つ社会生のためには、3年保育が必要だと感じている保護者が多いことが分かります。中には、町外の幼稚園に通わせている保護者もいます。琴平町でも3年保育を実施する時期になってきているのではないのでしょうか。また、近い将来に向けて、幼保の一元化や幼稚園、保育所の統合などについて計画を立てて取り組む時期になっています。

しかし、今の施設・設備、職員の配置等の現状を踏まえると、平成26年度より実施できる3年保育は下記のように思います。

① 3年保育を開始する幼稚園を南幼稚園とする。(別添資料3)

南幼稚園にしか、空き教室がないためである。

北幼稚園校区の幼児も入園することも考えられるので、北幼稚園、南幼稚園の保育の交流、連携を考えた指導を行うことが重要である。

② 3歳児も預かり保育の対象とする。

③ 3年保育に向けて、環境整備、職員体制、管理体制の整備が急がれる。

ア 教員の配置

これまで家庭で生活してきた3歳児にとっては新しい環境となり、不安も大きいと思われる。そこで、幼児の発達を理解して指導できる教員の配置が望まれる

3歳児の入園人数によって、支援員の配置が必要になる場合がある。

イ 教室環境の整備

南幼稚園の空いている教室環境を変える。

④ 保育所に預けたいと考えている保護者もいるので、幼稚園、保育所の選択は保護者に任せる。

【幼稚園児の募集についての留意事項】

- ・ 幼稚園か保育所を選択する保護者のために、保育や給食などの対応の違いを周知する。
- ・ 預かり時間の延長等だけで判断されない工夫が必要である。
- ・ 現在は、南幼稚園でしか3年保育ができない状況である。今後、就学前の

教育を充実させる（幼保の一元化、幼稚園、保育園の統合等）ための過渡期であることを認識しておく。

（3）町立幼稚園の認定こども園（幼保一元化に関すること）

この諮問内容につきましては、早急に町としての方針を出していただき、本町の幼児が健やかに成長できるようにお願いしたい内容です。今後の幼児数の減少は、検討委員のみならず町民の皆様方も危機感をもっています。今回の検討委員会の答申内容を受け、引き続き審議が続くことを切に願っています。

9月9日の検討委員会の折に福祉課長より、平成26年度中に「子ども・子育て支援事業計画」を策定する旨について説明がありました。幼稚園は教育委員会、保育所は福祉課という行政の壁を越えて、「子ども・子育て会議」において、互いにかかわりあい、本町の就学前の教育のために積極的に審議を進めていただきたい次第です。今後、幼保の一元化に向けてどのように取り組んでいくか、町民に見える形で提示していただきたいと思えます。

なお、今、現在、幼稚園に通っている子ども、保育所に入所できない3歳児についての保育の充実も大きな課題です。次年度からの取り組みについて、変えていけるところは積極的に変えてほしいと願っています。

① 保育所と幼稚園、幼稚園と幼稚園の保育の交流、連携

平成26年度の教育課程を編制するに当たって、各幼稚園、保育所において、交流できることを平成25年度末には、園長・所長が話し合っ具体的決めておく。

② 今後、「検討委員会」もしくは「子ども・子育て会議」の設置について、開催時期、「子ども・子育て会議」のスケジュール等について具体的に広く町民に示す。

③ 本検討委員会の意見を「子ども・子育て会議」に反映する。

（4）町立幼稚園の適正規模や配置

次年度の幼稚園の幼児数や今後増えることが見込めない幼児など琴平町の現状を考えると北幼稚園、南幼稚園の2園を統合すればいいという意見も出たが、検討委員会としては、今後の就学前教育を充実させるには、保育所のことも考えました。将来的には、小学校の統合も含め幼稚園、保育園のあり方について考え

て「子ども・子育て会議」等で継続審議されることに託することにしました。

【アンケートによる保護者の意見】

幼保の一元化、幼稚園の統合について 76件の意見

○ 幼保の一元化

〈賛成 54件〉

- ・ 共働きのため保育所の役割をしてくれるのであれば一元化には賛成である。
- ・ 子ども同士のつながり（0歳児から5歳児）のあり、よい刺激を受けるのではないかと思う。
- ・ 幼保の一元化がいい。一元化をして認定こども園のようにすべきである。・・・13件
- ・ 町に幼保の一元化の町立の施設があれば十分だと思う。町立と私立の施設1つずつで間に合う幼児数だと思う。
- ・ 4, 5歳児が幼保で分かれては子どもの成長にとってマイナスだと思う。少ないからこそ一元化をして、多くの子どもたちと活動をともにしたい。

○ 幼稚園の統合について

〈反対 9件〉

- ・ 幼稚園の統合となると通園が大変である。
- ・ 人数が増えることにより、よい点や悪い点があるので何とも言えないが、幼稚園は少しでも近い方がいい。
- ・ それぞれの地域で分かれていてよい。

〈賛成 2件〉

- ・ 無駄がなくなる。町費の節減になる。

○ その他の意見

- ・ それぞれのメリット、デメリットがあるので、先駆けて実施しているところを参考に前向きに考えてほしい。
- ・ 幼稚園の保護者は、ある程度の人数での集団保育を求めている。制度を改革するには、「管轄が違う」「人材は？」「費用は？」などの問題が想定される。何が問題なのか、時間がかかる原因などが保護者に伝わることも大切である。

〈参考意見〉

現状では南幼稚園に教室の余裕があるので3歳児保育は南幼稚園と考えてきていた。しかし、幼稚園の統合が次年度から可能ならば、次のようなメリット、デメリットが考えられる。検討委員会では、次年度からの2園の統合は、反対という意見であった。「子ども・子育て会議」で参考にしてしてほしい。

1 南幼稚園と北幼稚園を統合することのメリット

- (1) 園児の数が増え、教育活動の充実が図れるとともに人とのかかわりが増え、より社会性や規範意識が身につく。行事が活発になると考えられる。
- (2) 少人数ではできない活動が可能になる。
- (2) 幼児数が少なければ嘱託職員になるのか定かでないが、幼児数が増えると正規職員が安定する。
- (3) 3、4、5歳児と幼児の貼発達段階を踏まえて連続した幼稚園教育を行うことができる。3歳児だけ南幼稚園に入園といった状況より、効果が上がる。
- (4) 1園にすることで、施設・設備、備品等が充実できる。
- (5) これまでの2園にかかる費用が1園になれば、町費の節約にもつながる。
- (6) 交流の輪が広がり、多くの人とのかかわりが増える。学校行事を通して、町に一体感が生まれ活気が出る。
- (7) 保護者のPTA活動の負担が減る。

2 南幼稚園と北幼稚園を統合することのデメリット

- (1) 象郷小学校区に住んでいる幼児の送迎が遠くなり、保護者の負担となる。
- (2) 北幼稚園では、地域や小学校との連携、交流が盛んであった。これまでどおりの連携、交流を行うことが難しくなる。
- (3) 地域（象郷、榎井、琴平、五條）の子どもという認識が薄くなる。

3 終わりに

琴平町で安心して子育てできる環境を整えることが、琴平町の未来を託せる子どもに成長すると思います。今、現在、幼児数の減少により、幼稚園教育の充実が難しくなっているのも現状です。

国でも少子化を懸念し、平成24年8月10日に「子ども・子育て関連3法」が可決、成立し、8月22日に公布しています。しかし、本格施行の時期は、検討中です。琴平町もこの国の動向を見据えて、計画を立てていることと思います。その

動きは、平成26年度より加速されると思います。それらを見据えながら、琴平町の子どもたちの幼児教育が充実するようしっかりと、町の部局の壁を越えて話し合っていたいただきたいと思います。

検討委員会の中で、今の現状を打開しなければならない、何とか子どもたちの教育を充実しなければならないという、保護者や地域の代表の方の強い思いが出されました。この答申を真摯に受け止めていただき、次年度からの町立幼稚園の教育環境を整えていただきたいと思います。実際の運営につきましては、幼稚園と教育委員会が話し合い、円滑に実施できることを願っています。

公立小中学校では、この10年間で約4割の教職員が入れ替わり、若い先生が増え指導力の向上を図ることが喫緊の課題となっています。子どもを育てるには教師の指導力の向上は望まれるところです。

本町の幼稚園でも、嘱託職員等の配置により短期間での教師の入れかわりがあると思います。保育が連続出来るような職員の雇用（正規職員、経験年数の多い職員等）を是非とも検討していただきたいと思います。

琴平町立幼稚園教育環境等検討委員会経過報告

会 議	開催日・日時	協議事項等
第 1 回	8 月 1 9 日 (月) 1 0 時 ~ 1 2 時	委嘱状の交付 役員選出 諮問内容の説明 今後の会議の進め方
第 2 回	9 月 2 日 (月) 1 3 時 3 0 分 ~ 1 5 時 3 0 分	主に、諮問内容の (1) (2) (3) に ついて協議
第 3 回	9 月 9 日 (月) 1 0 時 ~ 1 2 時	主に、諮問内容の (4) (5) に ついて協議
第 4 回	1 0 月 3 日 (木) 1 0 時 ~ 1 2 時	答申案について検討